

# 機密情報取扱契約書

●●●労働組合（以下、「甲」という）とj.union株式会社（以下、「乙」という）とは、甲が乙に発注委託するインターネット・サービス利用申込に関する業務（以下、「当該業務」という）にかかわる機密情報について次のとおり契約を締結する。

## 第1条（機密情報）

乙は当該業務遂行のため甲から提供・開示を受けた情報（個人情報保護に関する法律に規定する「個人情報」、「個人データ」、及び、甲の発明、考案、著作物、ノウハウ等を含む）は、すべて機密情報として取扱うものとする。但し、下記の内容は機密情報には含まれない。

- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 甲から提供を受けた情報に関係なく、独自に収集した情報
- (4) 開示を受けたとき公知であった情報
- (5) 開示を受けた後自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (6) 法令による開示が義務づけられた情報（但し、この場合事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする）

## 第2条（使用目的及び機密保持）

1. 乙が甲より得た機密情報は当該業務遂行を目的としてのみ使用し、この使用目的以外には使用・加工してはならない。また、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 乙は機密情報の不正使用及び不正開示、漏洩、滅失又は毀損を防止するため、善良なる管理責任者の注意をもって機密情報を管理・保管しなければならない。
3. 乙が当該業務遂行を目的として機密情報を複製し、または、機密情報に基づいて二次的な資料を作成する際には、甲の事前の書面による承諾を得なければならないものとし、機密情報に関しての複製物及び二次的な資料の取扱いについても前1項、2項と同様とする。
4. 乙は本契約に定める機密保持義務及び個人情報の保護に関する法律に従い、情報取扱管理者を定め、機密情報の安全管理に従業員その他受託業務に携わる者にも遵守させなければならない。

## 第3条（機密情報の提示）

乙が機密情報を第三者に開示する場合には、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。

かつ、乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の機密情報保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

また、乙から甲への機密情報開示は、甲の機密情報に関する記録に限定するものとする。

#### **第4条（再委託及び再委託先の監督）**

本契約の締結以降、乙は受託業務の全部または一部を第三者に再委託して行う場合には、予め甲の書面による承諾を得るとともに、前条の義務を遵守させるよう、当該再委託先への指導・監督を適切に行わなければならない。

#### **第5条（緊急措置および報告）**

乙は、機密情報の全部又は一部が漏洩、又はそのおそれがあると認めた場合には、速やかに甲へ報告し、適切な対応措置を講じなければならない。ただし、機密情報の漏洩等に伴う緊急事象があると乙が判断した場合は、甲への報告より以前に乙の判断で適切な措置を講じることができるものとする。

#### **第6条（損害賠償）**

乙が本契約の条項に違反したことに起因して、甲に金銭上、業務上、信用上の損害を与えた場合、乙は甲に対し、甲が直接かつ現実に被った損害について甲乙協議の上、乙の過失割合に応じた損害を賠償しなければならない。

#### **第7条（有効期間）**

本契約の有効期間は、本契約締結後1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による申し入れがない限り、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### **第8条（機密情報の返却及び原契約終了後の措置）**

乙は下記に該当する事由が生じた場合には、甲の指示により委託を受けた機密情報及びこれらの複製物等一切の資料を、直ちに甲へ返還あるいは消去するものとする。その後一切の機密情報は保持してはならない。

- (1) 本契約で定める使用目的が終了した場合
- (2) 「インターネット・サービス利用申込」（以下、「原契約」という）が期間満了または解約により終了した場合
- (3) 甲より書面による返還請求があった場合

#### **第9条（契約条項の有効存続）**

甲の乙に対する原契約の終了以前に、乙が入手しまたは乙に開示された機密情報に係る本契約の条項（乙の甲に対する機密保持義務）は原契約の終了後も存続するものとする。

#### **第10条（監査）**

甲はこの契約条項の遵守状態を監査する権利を有する。但し、甲が監査を行うときは事前に乙に通知する。

#### **第11条（管轄裁判所）**

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

## 第 12 条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めない事項または本契約について疑義が生じた場合には、信義誠実に協議して、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー22F  
j . u n i o n 株式会社  
代表取締役社長 小野 晋

印

<以下余白>